

学校法人湘南ふれあい学園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人湘南ふれあい学園（以下「学園」という。）の役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において報酬とは、学園寄附行為第12条に規定する常勤役員としての役務に対する給与とする。

2 報酬には、実費として支給される旅費等の手当は含まないものとする。

(報酬の金額)

第3条 役員報酬の月額は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 理事長 | 300,000 円 |
| (2) 理事（常勤） | 30,000 円 |
| (3) 監事（常勤） | 30,000 円 |
| (4) 監事（非常勤） | 10,000 円 |

(報酬の支払い)

第4条 報酬の支払いは、学校法人湘南ふれあい学園教職員給与規程に定める方法により行うものとする。

(交通費の支給)

第5条 非常勤の役員（常勤職員である者を除く。）が、理事会等に出席した場合は、交通費として1回につき3,000円を支給する。ただし、遠隔地から出席する者には、実費を支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員の意見を聴いた上で、理事会の議決によって行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。